二　(一)　2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
所　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場
大杉谷四七四′四七六から四七八まで′四七七二′四七九の二′四八〇の二′四八二の二′四八四の二′四八七の二′四八八の二′四八九の二′四九一′四九二の二′四九三の二′四九四の一′四九七′四九八の三　字柳ケ洛
(二)　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
(三)　1　変更後の指定施業要件
(2)(1)　主伐に係る伐採種は′定めない。
木は′当該立木の所在する市町村に係る立
市町村森林整備計画で定める標準伐期齢
(3)　以上のものとする。
2　間伐に係る森林は′次のとおりとする。
立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
(「次の図」及び「次のとおり」は′省略し′その図面及び関係書類を山口県庁及び周南市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○農林水産省告示第六十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。
平成二十六年一月十六日
農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
山口県山口市宮野下字上平野四八二の二（次の図に示す部分に限る。）
二　保安林として指定された目的　土砂の崩壊の防備
三　変更後の指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐は′択伐による。
2　主伐として伐採をすることができる立木は′当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は′次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
(「次の図」及び「次のとおり」は′省略し′その図面及び関係書類を山口県庁及び山口市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○経済産業省告示第四号

中小企業信用保険法（昭和二十五年法律第二百六十四号）第二条第五項第四号の規定に基づき′平成二十五年経済産業省告示第二百三十九号（中小企業信用保険法第二条第五項第四号の災害及び地域を指定する件）を次のように改正する。
平成二十六年一月十六日
経済産業大臣　茂木　敏充

災害名	地域		指定の期間
平成二十五年台風二十六号による災害	東京都	大島町	平成二十五年十月十六日から平成二十六年二月十四日まで
	千葉県	市川市	
		木更津市	
		茂原市	
		成田市	
		佐倉市	
		八千代市	
		我孫子市	
		富津市	
		酒々井町	

○国土交通省告示第三十二号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定により、次のとおり事業の認定をしたので′法第二十六条第一項の規定に基づき事業の認定をした旨次のとおり告示する。
平成二十六年一月十六日
国土交通大臣　太田　昭宏

第1　起業者の名称　国土交通大臣
第2　事業の種類　一般国道10号改築工事（新富バイパス（拡幅部）・宮崎県児湯郡新富町富田西三丁目地内から同町大字上富田字井ノ木田地内まで）
第3　起業地
1　収用の部分　宮崎県児湯郡新富町富田西三丁目、富田南四丁目、大字上富田字八反田下、字前田及び字井ノ木田並びに大字下富田字廻田及び字坊上地内
2　使用の部分　宮崎県児湯郡新富町富田南四丁目、大字上富田字八反田下、字前田及び字井ノ木田並びに大字下富田字廻田及び字坊上地内
第4　事業の認定をした理由
申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件を全て充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。
1　法第20条第1号の要件への適合性
申請に係る事業は、宮崎県児湯郡新富町富田西三丁目地内から同町大字上富田字井ノ木田地内までの延長780mの区間（以下「本件区間」という。）における「一般国道10号改築工事（新富バイパス（拡幅部））」（以下「本件事業」という。）である。
本件事業は、道路法（昭和27年法律第180号）第3条第2号に掲げる一般国道に関する事業であり、法第3条第1号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。
したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。
2　法第20条第2号の要件への適合性
一般国道の改築は、道路法第12条の規定により国土交通大臣が行うものとされており、本件区間は、同法第13条第1項の指定区間に該当することなどから、起業者である国土交通大臣は、本件事業を遂行する充分な意思と能力を有すると認められる。
したがって、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。
3　法第20条第3号の要件への適合性
(1)　得られる公共の利益
一般国道10号（以下「本路線」という。）は、北九州市を起点とし、大分市、宮崎市等を経由して、鹿児島市に至る延長約527kmの主要幹線道路である。
このうち、本件区間に対応する本路線（以下「現道」という。）は、宮崎県北部地域と宮崎市を結び、物流等による通過交通と地域住民による地域内交通に広く利用されている。
しかしながら、現道は自動車交通量が多いにもかかわらず2車線の道路であることなどから、交通混雑が発生し、交通事故も多発するなど、主要幹線道路としての機能を十分に発揮していない状況にある。
平成22年度道路交通センサスによると、現道に対応する自動車交通量は、児湯郡新富町大字上富田字大渕地内で21,132台／日であり、混雑度は1.57となっている。
本件事業の完成により、現道が4車線に拡幅されることから、交通混雑の緩和が図られるなど、安全かつ円滑な自動車交通の確保に寄与することが認められる。
なお、本件事業が生活環境等に与える影響については、本件事業は、環境影響評価法（平成9年法律第81号）等に基づく環境影響評価の実施対象外の事業であるが、起業者が平成24年10月及び平成25年6月に環境影響評価法等に準じて、任意で大気質、騒音等について環境影響調査を実施しており、その結果によると、大気質等については環境基準等を満足するとされており、騒音については環境基準を超える値が見られるものの、遮音壁等の設置により環境基準を満足するとされていることから、起業者は本件事業の施行に当たり、当該措置を講じることとしている。
したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。
(2)　失われる利益
上記の環境影響調査によると、本件区間内及びその周辺の土地において、文化財保護法（昭和25年法律第214号）、絶滅のおそ